

報告事項才

いじめの問題に関する行政説明会の動画配信について

いじめの問題に関する行政説明会の動画配信について、別紙のとおり報告します。

令和3年7月7日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

# いじめの問題に関する行政説明会の動画配信について

令和3年7月7日  
いじめ・不登校総合対策センター

## 1 目的

- ・「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を踏まえ、鳥取県教育委員会が作成したマニュアル等に基づいたいじめの積極的な認知、重大事態への対処等についての考え方やその取組についての説明と、弁護士による専門的な立場からの示唆により、学校で取り組むべきいじめの未然防止や適切な初期対応につなげる。
- ・本説明会の研修内容は、各学校において必ず全教職員で共通理解し、いじめの問題への対応に係る学校体制の構築を図るとともに、学校が組織として法に則った適切な対応、児童生徒理解に基づいた支援を徹底する。

## 2 対象

県内全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の生徒指導担当者等

## 3 経緯

学校のいじめの問題における不適切な対応への反省を踏まえ、生徒指導担当者を対象に集合型の悉皆研修を行い、その職員が校内で定期的に研修を行う仕組みづくりを行うことを目的として行政説明会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、動画配信により研修を実施することとした。

## 4 研修方法

- ・鳥取県学校教育支援サイトに動画を掲載
- ・県内全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校において、掲載期間内（6/22～6/28）に視聴し、その内容を校内研修等で全教職員が共通理解を図る。  
※学校によっては、都合のつく場合、全教職員で視聴することも可能である。
- ・全ての学校が、校内での共有の方法、各校での今後の取組等について、いじめ・不登校総合対策センターに報告する。（令和3年7月5日（月）までに回答）

## 5 研修内容

動画資料の内容	視聴時間等
○あいさつ（中田教育次長）	約10分
○講演 テーマ「いじめ防止基本方針に基づいたいじめの対応について」 講師 弁護士 佐藤力氏 内容 「いじめ防止対策推進法」と「いじめ防止基本方針」に則ったいじめ問題への対応や重大事態が発生した場合の対応など教育委員会や学校が取り組むべき内容を具体的な事例や判例を基に説明	約70分
○説明 「いじめの早期発見・早期対応、重大事態への対処について」 いじめ・不登校総合対策センター 指導主事 内容 鳥取県いじめ対応マニュアル『いじめの重大事態から学ぶ』に基づいたいじめの積極的な認知、いじめ対策組織による適切な対応、重大事態への対処等についての考え方やその取組についての説明	約30分

## 6 各学校の主な感想等

- ・今後、学校生活の中での教職員のアンテナを高くし、いじめの認知があったら全体で共通理解をして対応していきたい。
- ・担任レベルまで法的な理解を進め、初期対応ができる組織としての力量をつけていきたい。
- ・いじめの定義を定期的に全職員で再確認をし、校内のいじめ対応マニュアルに従って対応できているのか

を定期的に確認をする。いじめ問題の対応について事例をもとに校内研修を開く。いじめ問題の取り組みについて、学校・学年だより等による広報活動を行う。

- 2週間に1回のペースでのアンケート実施を検討したい。また、スクールカウンセラーによる心理教育を進める。
- 弁護士の話がとても参考になった。裁判というものが遠いものでなく身近なものだと分かった。真摯に対応をしていくことが必要である。
- まずは、学校として積極的に早期発見を目指していく。また、認知する事を恐れず、チームを組んで問題解決に向けて話し合っていくことが大切だと改めて感じた。
- いじめの有無を教員が主観的に判断してしまう傾向があったため、今回の内容を職員会で共有したい。

## 7 今後の取組

アンケート結果を校長会連絡等で伝えるとともに学校訪問型研修（出かけるセンター）において活用する。